

委員会における今後の主な検討事項について

1 主な検討内容について

本市の児童館・老人憩の家の今後の在り方について、検討を行います。

対象施設	施設数
児童館	38 施設（13 館が公民館や老人憩の家との複合施設）
老人憩の家	42 施設（10 館が児童館との複合施設）

2 計画上の位置付け

厚木市公共施設最適化基本計画（以下「基本計画」という。）及び厚木市公共施設個別施設計画（以下「個別施設計画」という。）における児童館及び老人憩の家の位置付けは、次のとおりです。

いずれの施設についても、施設の今後の方向性として「**多世代交流による地域コミュニティ形成の場**となるよう施設の在り方について検討を進めます」としてあります。

対象施設	今後の方向性（抜粋）
児童館	原則として、新たな施設整備は行わず、地域単位で設置されている小・中学校、公民館及び老人憩の家との適正配置を検討し、施設総量の抑制を図ります。また、児童数の減少及び高齢者の増加を踏まえ、 多世代交流による地域コミュニティ形成の場 となるよう、施設の在り方について検討を進めます。
老人憩の家	原則として、新たな施設整備は行わず、地域単位で設置されている小・中学校、公民館及び児童館との適正配置を検討し、施設総量の抑制を図ります。また、高齢者の増加及び児童数の減少を踏まえ、 多世代交流による地域コミュニティ形成の場 となるよう、施設の在り方について検討を進めます。その際は、自治会が設置している自治会館の設置状況や地域性なども考慮します。

3 これまでの経過

本市では、令和4年2月改定した基本計画において、小中学校と児童館・老人憩の家との複合化を検討し、施設総量の抑制を図ることを位置付けています。また、基本計画の改定に併せ策定した個別施設計画において、令和3年度から令和14年度までの12年間に建て替えを行う施設を位置付けるとともに、建て替えを行う小中学校から半径1キロメートル以内に立地する児童館及び老人憩の家との複合化や集約化などの適正配置の検討を行うこととしています。

両計画に基づき、小中学校と児童館及び老人憩の家との複合化について検討を行い、次のとおり、基本的な考え方をまとめました。

※詳細は「別紙」に記載しています。

施設名	考え方の詳細
児童館	児童館は、施設利用者の多くが児童であることから、施設の利便性向上、放課後の居場所づくりの充実の視点から、大きな効果が期待できることなどを踏まえ、 <u>小中学校との複合化を行うこととします。</u> なお、複合化に当たっては、既存施設が立地する学区や老朽化状況などを踏まえて検討を行います。
老人憩の家	老人憩の家は、利用実態から学校運営の兼ね合いで利用制限が必要になること、また、不特定多数の方が利用する施設であることから、防犯対策としての諸室の配置や利用者の行動制限などのセキュリティ対応が必須となることなどを踏まえ、小中学校との複合化は行わないこととします。 <u>なお、現在、多世代交流による地域コミュニティ形成の場となるよう、施設の在り方について検討を進めています。今後、検討結果をまとめる中で、施設整備の考え方を示します。</u>

4 今後の検討について

今後については、各施設の機能（役割）や市民ニーズ等を踏まえた児童館及び老人憩の家の今後の在り方を示すため、公共施設最適化検討委員会からの意見をいただきながら検討を進めるものです。